

特定建設作業実施届出書

届出は特定建設作業
開始の中7日前までです。

××年 ×月 ×日

池田市長殿

届出者は、発注者から直接請負った元請負者。

届出者

住所 大阪府◆◆市××

氏名 ○○株式会社 代表取締役 ××

該当する法令に黒塗り、もしくは
チェックを入れて下さい。

法人の場合は、その名称、主たる事務所
の所在地及び代表者の氏名
(電話番号 012-345-6789)

特定建設作業を実施するので、

- 騒音規制法第14条1項(第2項)
- 振動規制法第14条1項(第2項)
- 大阪府生活環境の保全等に関する条例第93条第1項(第2項)の規定により、次のとおり届け出ます。

特定建設作業の場所	池田市○○△丁目×番×号			
建設工事の名称	○○邸解体工事			
建設工事の目的に係る施設又は作物の種類	木造2階建て 住居			
使用する機械の種類	<input type="checkbox"/> くい打ち機 <input type="checkbox"/> びょう打機 <input checked="" type="checkbox"/> さく岩機 <input type="checkbox"/> 空気圧縮機 <input type="checkbox"/> コンクリートプラント、アスファルトプラント <input type="checkbox"/> バックホウ <input type="checkbox"/> トラクターショベル <input type="checkbox"/> ブルドーザー <input type="checkbox"/> くい打ち機 <input type="checkbox"/> 鋼球 <input type="checkbox"/> 舗装版破砕機 <input checked="" type="checkbox"/> ブレーカー			
使用する機械の名称	大阪府条例 ■ショベル系掘削機械 <input type="checkbox"/> コンクリートカッター <input type="checkbox"/> 鋼球			
特定建設作業の実施期間のうち、届出可能 期限は3カ月以内。実施期間が3カ月以上 の場合は作業の期限が切れる中7日前まで に再度届出が必要です。	・さく岩機 ○○社製 型式番号 定格出力○○キロワット ・ショベル系掘削機械 ○○社製 型式番号 定格出力○○キロワット ・ブレーカー ○○社製 型式番号 定格出力○○キロワット			
特定建設作業の実施期間	××年4月1日から 15日間			
法律や条例に定める規制の基準を遵守 してください。(パンフレット参照)	××年4月15日まで (休業日 2日間)			
特	作業開始	作業終了	作業日	実働時間
	自 9時	至 17時	日曜・祝日を除く	8時間
別紙「騒音又は振動の防止の方法」の各項目で、 該当する箇所には○を付けてください。	別紙のとおり			
発注者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては その代表者の氏名	☆☆株式会社 大阪府池田市○○ 代表取締役 ××			
	(電話番号 123-456-7890)			
届出をする者の現場責任者の氏名及び連絡場所	○○株式会社 □□			
	(電話番号 012-345-6789)			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請 負人の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、 その代表者の氏名	△△工務店 大阪府池田市□□ 代表 ▽▽			
	(電話番号 901-234-5678)			
下請負人が特定建設作業を実施する場合は、当該下請 負人の現場責任者の氏名及び連絡場所	△△工務店 ▼▼			
	(電話番号 901-234-5678)			

添付書類 : 特定建設作業が行われる場所の周辺の状況の見取り図、工程表、夜間工事がある場合は警察の許可証の写し

備考

- この届出書は、騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第20に掲げる特定建設作業の種類ごとに提出すること。
- 特定建設作業の種類欄には、騒音規制法施行令別表第2、振動規制法施行令別表第2、大阪府生活環境の保全等に関する条例施行規則別表第20に掲げる特定建設作業の種類を記載すること。
- 特定建設作業の実施の期間欄には、その期間中作業をしないこととしている日がある場合は、作業をしない日を明記すること。
- 特定建設作業の開始および終了の時刻欄には、作業の開始時刻及び終了時刻並びに実働時間が同じである日ごとにまとめてさしつかえない。
- 特定建設作業及び当該特定建設作業に伴う建設工事の工程の欄の記載については、できる限り表等を利用すること。
- ※印の欄には、記載しないこと

※ 受 理 印